

2017年(平成29年)4月24日・5月1日号

NO.2776 (毎週月曜日発行)

株式会社 週刊住宅新聞社

本社 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル
TEL.03(5363)5810 FAX.03(5363)5815 郵便振替口座 00120-5-83424
発行人 長尾 瞳子 昭和35年5月10日 第三種郵便物認可

<http://www.shukan-jutaku.com/>

週刊住宅

賃貸物件の借り主の家賃滞納が長期化すれば、法的手続にて解決を図る。主に建物明渡請求と滞納家賃請求の民事訴訟である。その借り主に連帯保証人がいれば、借り主と合わせて連帯保証人も被告として、前記訴訟を裁判所へ提起する。しかし、その内容次第では、借り主のみを被告として訴え、連帯保証人をあえて被

借り主に連帯保証人がいれば、借り主と合わせて連帯保証人も被告として、前記訴訟を裁判所へ提起する。しかし、その内容次第では、借り主のみを被告として訴え、連帯保証人をあえて被



建物明渡請求と滞納家賃請求

237

法的手手続きは相手方吟味を

連帯保証人を除外することも

告から外すケースもある。約4年前のことである。当社賃貸物件を賃借していた借り主Nは、物件の家賃支払いを遅れることなく、長年裏面に住んでいた。ある日、当社への家賃支払いがなく、私からの電話にも応答しなかった。

こういった場合は、借り主に何かしらの異変が起こっている可能性が高い。

私が物件現地を訪問すると、電気やガス、水道の供給は停止、ポストは滞留物であふれかえっていた。長年の経験から、「夜逃げ」と予測できた。万が一、室内で借り主Nが倒れている立ち会いの下、室内を確認した。すると、室内は家財などで埋め尽くされていたが、貴重品の類はなく、出入りの様子も見られなかつ

たため、警察官も私も「夜逃げ」と判断した。連帯保証人は、借り主Nの母親(以下「母親」)であった。借り主Nとは相変わらず連絡が取れず、また所在も不明のため、借り主Nの行方や、滞納家賃の支払いについて母親に、話すと「私は一切関係ない」と取り付く島もないさまで

このような場合、建物明渡請求と滞納家賃請求の民事訴訟で解决を図る際は、相手方の性質や内容を吟味してから、法的手続を執る必要性があるのであ

と、電気やガス、水道の供給は停止、ポストは滞留物であふれかえっていた。長年の経験から、「夜逃げ」と予測できた。万が一、室内で借り主Nが倒れている立ち会いの下、室内を確認した。すると、室内は家財などで埋め尽くされていたが、貴重品の類はなく、出

入りの様子も見られなかつ

たため、警察官も私も「夜逃げ」と判断した。

この後も、借り主Nから連絡も支払もない状況が続

みで、連絡も支払もない状況が続

みで、連絡も支払もない状況が続

た。

その後も、借り主Nから連絡も支払もない状況が続

みで、連絡も支払もない状況が続

た。

その後も、借り主Nから連絡も支払もない状況が続